**平成２３年（フ）第７０１号**
大阪府和泉市池上町２丁目２番１号
債務者　松谷　義光
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第７０２号**
大阪府泉大津市豊中町３丁目１番28号
債務者　木村　千秋
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第７０４号**
大阪府岸和田市春木泉町１番５―502号
債務者　阪谷　寿則
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２６５号**
香川県高松市三谷町4317番地28
債務者　遠藤　　勲（旧姓幾井）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第３１０号**
香川県高松市浜ノ町17番34号
債務者　槲田　英寛
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第３１２号**
香川県木田郡三木町大字鹿庭145番地１
債務者　丸山　久子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第４１０号**
高知市介良乙3225番地48　コーポあすなろ301号
債務者　北村　まや
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４２０号**
高知県南国市大埇甲1204番地
債務者　岡村　　繁
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４２７号**
高知県吾川郡いの町枝川1137番地38
債務者　藤原　幹男
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４２８号**
高知県吾川郡いの町枝川1137番地38
債務者　藤原　峰子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４３９号**
高知県香南市野市町下井180番地
債務者　船谷　忠廣
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４５８号**
高知市六泉寺町114番地10
債務者　山本　眞澄
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第５１号**
福岡県大牟田市大字手鎌59番地　大藪アパート15号
債務者　松本　義人
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２３年（フ）第６４号**
福岡県大牟田市大字新町481番地１
債務者　坂木　清和
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２３年（フ）第６７号**
福岡県大牟田市浜田町26番地９コーポＪ301号
債務者　松野　秀則
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２３年（フ）第６８号**
福岡県大牟田市上官町１丁目８番地６　コーポパーラ202号
債務者　上谷　幸恵（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２３年（フ）第１４９号**
北海道苫小牧市拓勇東町６丁目２番地の12　三浦アパート
債務者　北山　幸三
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第２５１号**
茨城県古河市上辺見3266番地　ブルートＣ101号
債務者　南　　洋介
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部